

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【合同訓令】

○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正

（県例規集登載）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

【公告】

○ 土地改良区役員の就任届
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【正誤】

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧の正誤

危機管理課

健康推進課

会計課

耕地課

建築指導課

〃

水産課

目次

担当課（室）

岡山県訓令

◎ 岡山県企業訓令 第一号

岡山県教育委員会訓令 第一号

岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程

平成三十年五月二日

昭和五十七年
岡山県企業訓令 第二号
岡山県教育委員会訓令
岡山県警察訓令

の一部を次のように改正する。

別表第一中

人権教育班	人権教育班	教育事務所班
人権教育課長	人権教育課長	教育事務所長
人権教育課員	人権教育課員	教育事務所員

を

岡山県知事 伊原 隆太
岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄
岡山県教育委員 桐原 弘毅
岡山県警察本部長 桐原 弘毅

庁 中 一 般
出 先 機 関
企 業 局
教 育 庁
警 察 本 部

に、

立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校」に、「特別支援学校」を「県立特別支援学校」に、

人権教育班	1 教育集会所の被害状況の取りまとめに関すること。
-------	---------------------------

1 ボランティアの受入れ等に関する統括及び連絡調整に関すること。

に、「中等教育学校の」を「県立中等教育学校の」に、「高等学校及び中等教育学校」を「県

別表第二中

1 ボランティアの受入れ等に関する統括及び連絡調整に関すること。
2 生活支援ボランティアの受付及びあつせんに関すること。

を

災害の状況に応じて本部長が必要と認める部	災害の状況に応じて本部長が指名する職員	災害の状況に応じて本部長が必要と認める班	中国管区警察局岡山県情報通信部長	中国管区警察局岡山県情報通信部内各所属職員
情報通信班	情報通信班	中国管区警察局岡山県情報通信部長	中国管区警察局岡山県情報通信部内各所属職員	

に改める。

情報通信班	中国管区警察局岡山県情報通信部長	中国管区警察局岡山県情報通信部内各所属職員
-------	------------------	-----------------------

を

この訓令は、公布の日から施行する。
附 則

災害の状況に応じて本部長が必要と認める部	災害の状況に応じて本部長が必要と認める班	1 災害の状況に応じて本部長が必要と認める事務
	情報通信班	1 情報通信施設の維持管理に関する事。
	情報通信班	1 情報通信施設の維持管理に関する事。
	人権教育班	1 教育集会所の被害状況の取りまとめに関する事。
	教育事務所班	1 市町村立学校その他の教育財産、給食用物資、児童生徒・教職員等に関する被害状況の取りまとめに関する事。 2 公立学校における応急救護に関する事。 3 文教部所管事項の現地状況の連絡に関する事。 4 市町村立学校の休校等措置状況の取りまとめに関する事。

に改める。

を

に、

を

◎岡山県告示第二百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

ドレミ薬局連島店

倉敷市連島町鶴新田一七三四―五

平成三十年四月二十八日

平成30年5月2日 岡山県公報 第11987号

◎岡山県告示第二百八十二号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、平成三十年四月二十五日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

平成三十年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市東片上二三〇番地	所在地	売りさばき人
備前商工会議所 頭 寺尾 俊郎	名称及び代表者の氏名	
備前市東片上二三〇番地		売りさばき場所

平成30年5月2日 岡山県公報 第11987号

〔二三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成三十年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 就任役員

就任役員

氏 名

富田千代子

住 所

岡山市北区建部町角石谷六一四―一

理事監

事の別

監事

平成30年5月2日 岡山県公報 第11987号

〔二三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苦田郡鏡野町竹田字種広一〇六四―一、字正田一〇七七―一、字中谷一〇五二―

三、字正田一〇七七―二の一部、一〇七七―二地先水路の一部、字中谷一〇七八―

五の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市勝部一六八

株式会社ジャンボ不動産

代表取締役 赤座 昭次

三 許可番号

岡山県指令建指第二九四号

〔二三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苦田郡鏡野町竹田字種広一〇六四―一、字正田一〇七七―一、字中谷一〇五二―三、字正田一〇七七―二の一部、一〇七七―二地先水路の一部、字中谷一〇七八―五の一部

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市勝部一六八

株式会社ジャンボ不動産

代表取締役 赤座 昭次

五 許可番号

岡山県指令建指第二九四号

〔四〕平成三十年四月二十日付け公布岡山県告示第二百六十五号（漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わりが ら一四	同年五月十五日	同年五月七日
一・終わりが ら三		
二・終わりが ら三		
ら三		